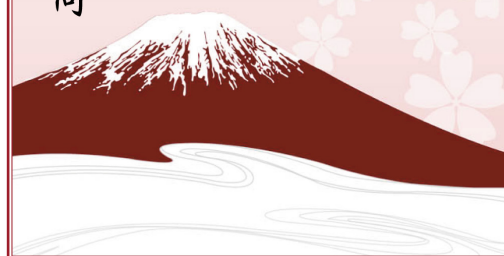


謹賀新年

本年もよろしく

お願いいたします

理事・議員一同



千支の話 寅年

平成二十二年は、庚寅^{かのとら はひぐよとせ}八百土星の年です。千支の寅は、時間
でいえば午前三時〜五時、季節は二月で、冬の寒さに耐えてき
た草木の芽が地上へ発芽しようとしている状態です。十千の庚
は更（変わる、あらたまる）という意味で、寅は蟠（うごめく、
生まれ出る）ことを意味します。このことから、過去の過ちや
汚れを洗い清め、新しく出直す年といえます。

だからといって、新しいものに飛びついて虎のように突進す
るのは考えものです。新しい芽はまだまだ変化の要素を含んで
いるので、それが善いことかどうか慎重に見極め対処していく
ことが必要です。私利私欲の追求がもたらした今日の破綻を反
省し、人への思いやりと奉仕の心を取り戻し、人のために尽く
すことが自分の利益になって戻ってくるという新しい幸せの形
を創り出すスタートの年です。

尚、八百土星の今年は山に注意。集中豪雨や地震による山津
波、山の噴火に注意しましょう。

健保からのお知らせ

確定申告をしましょう!!

毎年2月16日～3月15日が申告期限です



確定申告

医療費控除 について

本人や同一生計の家族、親族が1年間（1月1日～12月31日）に支払った医療費が10万円以上の場合、医療費控除が適用され税金が還付・軽減されます。

医療費控除対象額（最高200万円）

=

1年間に支払った
医療費

健康保険等で
補填される金額

10万円
又は
総所得金額の5%
どちらか少ない方

対象となる 医療費

医療機関で支払った医療費、医薬品の購入費用、妊婦健診の費用等。
申告には、領収書の添付が必要です。

任意継続被保険者の皆様へ

健康保険・介護保険料は、社会保険料控除として確定申告することができます。

保険料の納付証明書を1月中旬に健保組合より発送しますので控除証明書として申告書に添付してください。

※提出先は住民登録をしている居住地の税務署です。

市区町村によっては市・区役所や町村役場でも申告書を受け付ける場合がありますので、ご確認ください。